

市第91号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

＜人事委員会報告及び勧告概要 勧告日：平成26年10月3日＞

- ① 本市職員給与と民間給与との較差903円（0.23%）を解消するため、地域手当の支給割合を引上げ（現行12% → 改定後12.26%）
- ② 期末・勤勉手当は、民間の支給割合との均衡を図るため、0.15月の引上げを行い、6月期と12月期の勤勉手当に配分すること
- ③ 再任用職員に対して、単身赴任手当を支給すること

1 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正

〔第1条〕

(1) 地域手当

地域手当の支給割合について、公民較差を踏まえた引上げを行います。
（現行12% → 改定後12.26%）

(2) 再任用職員の単身赴任手当

再任用職員に対して、単身赴任手当を支給します。

2 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正

〔第2条〕

期末・勤勉手当の年間の支給割合について、民間との均衡を図るための引上げ（0.15月）を行うために、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.075月引き上げます。

（再任用職員は、それぞれ0.05月引き上げます。）

なお、平成26年6月期は既に支給済みのため、12月期の勤勉手当を0.15月引き上げます。

（再任用職員は、0.1月引き上げます。）

〔附則第3項及び第4項〕

＜期末・勤勉手当支給割合の内訳＞

	平成26年12月		平成27年6月		平成27年12月		年間支給月数
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	
一般職員	1.40	0.675→0.825	1.25	0.675→0.75	1.40	0.675→0.75	4.00→4.15
管理職員	1.20	0.875→1.025	1.05	0.875→0.95	1.20	0.875→0.95	4.00→4.15
特別職	2.075 → 2.225（期末）		1.925 → 2.00（期末）		2.075 → 2.15（期末）		4.00→4.15
再任用職員	0.80	0.325→0.425	0.65	0.325→0.375	0.80	0.325→0.375	2.10→2.20

3 その他の条例改正

(1) 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例の一部改正

〔第3条〕

特別職職員の地域手当については一般職職員に準じていますが、当分の間、現行の支給割合に据え置きます。（一般職職員の給与改定後も、現行の12%とするための改正）

(2) 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

〔第4条〕

企業職員の再任用職員に対して、単身赴任手当を支給します。

4 施行期日

〔附則第1項〕

公布の日

※ 地域手当については、平成26年4月1日適用

〔附則第2項〕

※ 再任用職員に対する単身赴任手当の支給に係る規定については、平成27年4月1日施行